

豊後大野市隣保館



879-6441

大分県豊後大野市大野町田中74番地1

TEL・FAX 0974(34)3603

隣保館とは

隣保館は「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」事を目的としています。

隣保館の歴史

わが国での隣保館活動は、19世紀後半イギリスで誕生したセツルメント〈トインビーホール〉の影響を受け、明治後期にスラム地区対策として民間の社会事業家によって設置されたことに始まります。そして部落（同和地区）に隣保館が設置されたのは、米騒動や全国水平社の結成によって部落問題が政府をはじめ広く社会一般から重大な社会問題として認識されて以降のことです。戦前の隣保館は、融和事業として地区住民の感化救済・矯風改善対策事業としての活動を行ない、治安対策的色彩の強いものでした。

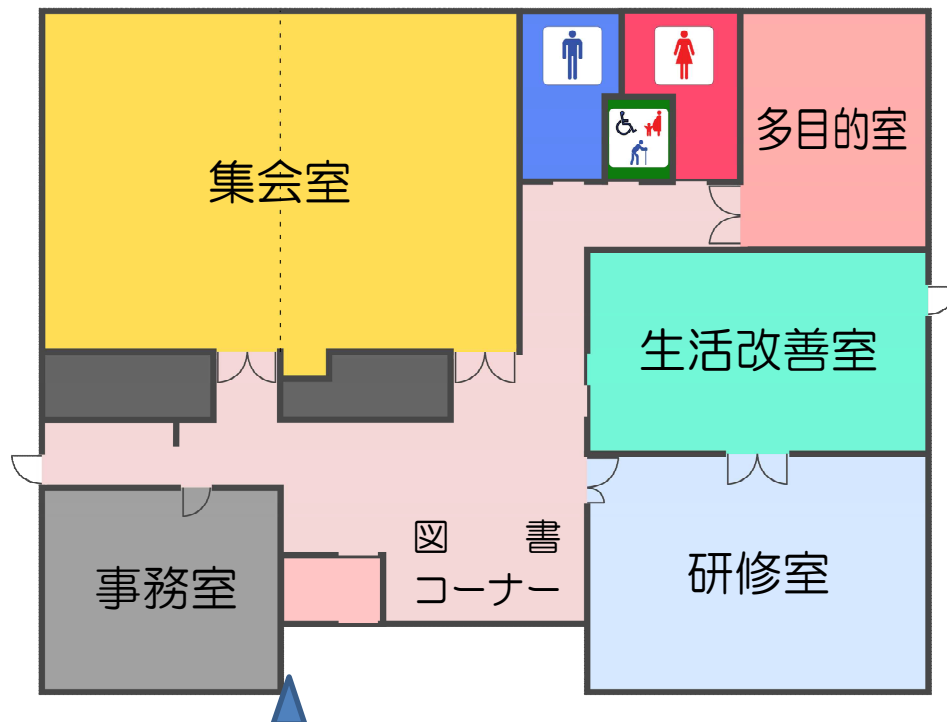
戦後、同和地区を対象とした国の特別行政施策は中断されていましたが、1953（昭和28）年度の国家予算に、初めて同和地区に隣保館を建設する経費の補助金が計上されました。しかし、隣保館の概念も指導方針も明確にされず、また、運営費の補助もないという状況で、その活動は停滞していました。隣保事業の法制化がなされたのは、1958（昭和33）年の社会福祉事業法の改正によってです。第2種社会福祉事業として、〈隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は、低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行なうものをいう〉と定義されましたが、貧民救済的施設としての性格を強く持ったもので、同和問題解決の視点はみられないものでした。1959（昭和34）年5月8日、同和問題閣僚懇談会において〈同和対策要綱〉が了承され、いわゆるモデル地区事業としての隣保館施設の推進や、翌1960（昭和35）年から同和地区隣保館への運営費補助制度が実現すると、各地に隣保館の設置が進みました。

（全国隣保館連絡協議会ホームページより抜粋）

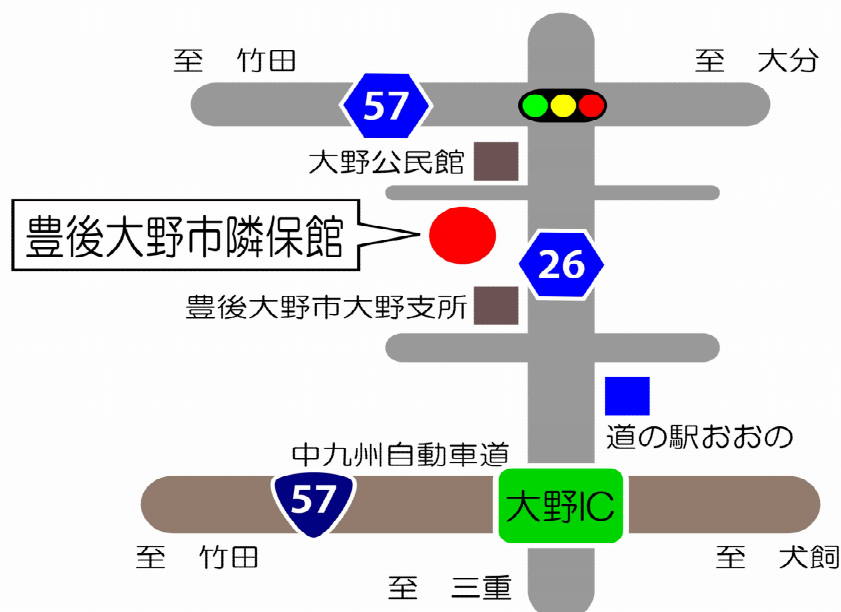
施設の概要

施設名	豊後大野市隣保館
所在地	大分県豊後大野市大野町田中74番地1
敷地面積	4,484㎡
延床面積	453.055㎡（建築面積469.30㎡）
構造	木造平屋建
開設	2023（令和5）年4月1日

施設のご案内



位置



集会室（面積 127.4㎡）



50～100人程度の会議・集会などに利用できます。

スライディングウォール（移動間仕切）により2室としても利用可能です。

プロジェクターも備えていますので、各種研修などにも活用できます

研修室（面積 63.2㎡）



40人程度までの小規模の会議などに利用できます。

生活改善室（面積 54.2㎡）



3つのテーブルがあり、それぞれにIHヒーターとオープン電子レンジを設置しています。

豊後大野市隣保館の利用について

使用時間

平日9：00～17：00

※特に必要な場合は22：00まで

休館日

原則として土曜日・日曜日と国民の祝日

12月29日～1月3日

申込手続き

- 利用する前日までには必ず利用申請書を提出し、許可を受けてください。
- 使用料は前納してください。
- 利用前に使用料の納付確認ができない場合、利用許可を取り消し、利用停止します。
- 以下に該当する場合、利用許可の取り消し、利用停止となります。
 - 条例又は規則の規定に違反したとき
 - 遵守事項に違反したとき
 - 利用の許可に付した条件に違反したとき
 - 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき
- 納付済みの使用料は原則還付できません。

使用上の注意

- 準備、片付けは使用者で行ってください。使用終了後はただちに施設設備等を元の位置に戻し、館職員にご連絡ください。
- 施設設備等を損傷しないように務めてください。故意又は過失により施設設備等を損傷又は滅失した場合、生じた損害を賠償しなければなりません。
- 許可を受けた施設設備等以外は利用しないでください（共用部分を除く）。
- 館内及び敷地内（駐車場を含む）は全て禁煙です。また、火気を使用しないでください。
- 研修室内での飲食及び飲食物の持込みはしないでください。
- ゴミ等は各自で必ず持ち帰ってください。
- 館内には危険物を持ち込まないでください。
- その他、施設の使用については、館職員の指示に従ってください。

使用料金

区分	時間	室使用料	冷暖房使用料
集会室 1 集会室 2 研修室	9時から正午まで	620円	370円
	正午から17時まで	620円	370円
	17時から22時まで	750円	370円
	9時から22時まで	1,990円	1,110円
生活改善室	9時から正午まで	870円	500円
	正午から17時まで	870円	500円
	17時から22時まで	1,000円	500円
	9時から22時まで	2,740円	1,500円

備考

- 1 集会室1と集会室2を1室として利用する場合、集会室1と集会室2の使用料を合算した使用料になります。冷暖房使用料も同様です。
- 2 利用時間が、この表の利用時間に満たない場合であっても、使用料の減額は行いません。
- 3 電気器具（オーブン）・電磁調理器等を利用する場合、半日当たり590円を徴収します。